

令和元年度 法・条例を学ぶ講習会（産業廃棄物編）

9月6日（金）3回目の「法・条例を学ぶ講習会」がコラボしが21の3階の大会議室で開催されました。今回の『産業廃棄物編』では、「産業廃棄物の適正処理のために」と題して、廃棄物処理法について、水銀使用製品廃棄物の取扱い、有害使用済機器の保管・処分、PCB廃棄物の処理について、マニフェストについて、などの説明をしていただきました。皆様方のご意見では、「法令の理解、確認ができた。」「水銀、PCB廃棄物の処分について参考になった。」「基本が学べた。しくみやルール、マニフェストの流れがよく分かった。」「委託の基準などについて、排出事業者の報告、届出義務の再確認ができた。」など多数のご意見が寄せられました。また、外国政府による廃棄物の輸入規制等に係る影響等に係る調査結果なども説明いただき、不正投棄が起きた際には排出業者も措置命令対象となる旨の話もありました。

なお、講義終了後には、共催者の（公財）滋賀県環境事業公社 クリーンセンター滋賀事業所 河合所長様よりクリーンセンターの紹介がありました。終了後個別質問もされて、充実した第3回目の講習会は、滞りなく終了しました。ありがとうございました。

【プログラム】

◆開催日時 : 令和元年9月6日（金） 14:30～16:30

◆開催場所 : コラボしが21 3階 大会議室

◆講師 : 滋賀県琵琶湖環境部 循環社会推進課 児玉主幹

◆受講者 : 91名

◆内容 : 産業廃棄物の適正処理のために
①廃棄物処理法について
②水銀使用製品廃棄物の取扱いについて
③有害使用済機器の保管・処分について
④PCB廃棄物の処理について

◆主催 : 公益社団法人 滋賀県環境保全協会 共催 : 公益財団法人 滋賀県環境事業公社
後援 : 滋賀県、大津市

▽児玉講師の説明▽



▽河合所長の説明▽



▽セミナー風景▽

